

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案規制の名称：SDS等交付等制度における営業秘密情報の代替名称通知規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課評価実施時期：令和7年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i 及び ii

(該当理由)

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号、以下「法」という。）第57条の2においては、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのあるもの（以下「通知対象物」という。）を譲渡又は提供する者は、文書（以下「SDS」という。）の交付等により通知対象物に関して、その「成分」及び「含有量」等の危険性や有害性等の情報を通知しなければならないこととされている。通知対象物のうち、危険性又は有害性が相対的に低い化学物質について、「成分」の名称の一部を省略又は置換した代替名称等で通知することを可能とするものであり、規制の緩和・廃止に該当するため。
- 本規制緩和を適用するに当たっては、通知対象物の成分等の記録の保存義務や通知対象物による健康障害が生じた場合における医師への開示義務等も併せて施行することとしているが、本規制緩和は事業者が任意で活用するものであり、直接的な遵守費用はない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

| NO | 該当要件 |
|----|--|
| i | 規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 |
| ii | 規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①) |

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- ・ 法第 57 条の 2 に規定された通知対象物を譲渡又は提供する際の「成分」等の危険性や有害性等の情報通知について、成分の名称の一部を省略又は置換をした代替名称等での通知を可能とするもの。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 化学物質管理に係る法体系については、化学物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な化学物質管理を基軸とする規制へ、政省令改正等により、抜本的見直しが行われている。
- ・ 具体的には、通知対象物である化学物質を譲渡し、又は提供する者が、SDS の交付等による危険・有害性情報の通知を行い、当該情報等をもとに、事業者が、リスクアセスメント（危険性や有害性等の調査等）を実施し、低減措置等を行うなど、主体的・自律的に管理を行うことされている。
- ・ この通知対象物が政省令改正により拡大していく中、今後、通知対象物となる物の中には、危険性又は有害性があると区分されたものの、その危険性又は有害性が相対的に低い化学物質が存在する。
- ・ 法第 57 条の 2 では、その「成分」及び「含有量」等の危険性や有害性等の情報を通知しなければならないこととされており、成分の名称の通知によりで企業の営業秘密が公になることにより企業の利益を損なうおそれがあることから、事業者等からは企業の営業秘密の保護について意見・要望がなされている。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- ・ 通知対象物のうち、危険性又は有害性が相対的に低い化学物質について、「成分」の名称の一部を省略又は置換した代替名称等で通知することを可能とし、そのための所要の規定を整備する。

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ 上記の規制の緩和に係る改正に合わせて、当該制度を利用する際に、代替名称等の設定者に当該書類等の保存義務、報告義務、医師への求めに応じた情報提供義務を課す。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 上記の規制の緩和に際しては、労働者を保護することを目的としている法第 57 条の 2 の SDS の交付等制度の趣旨を損なわないことが重要であり、通知対象物に際して健康障害等が発生した場合等の規制を整備する必要がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 通知対象物による健康障害が生じ、又は生ずる恐れのある場合で医師の診断等に必要な場合には、医師等の求めに応じて代替名称を通知した成分の情報を医師に提供しなければならないこととする。
- ・ あわせて、労働基準監督機関の求めに応じた報告及び記録保存義務を課すこととする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 引き続き SDS 等の交付等により労働者の安全等を確保しつつ、企業等の営業秘密が公になることを防ぎ、企業等の円滑な業務遂行に資するものと考えられる。

【新設・拡充】

- ・ 上記の規制の緩和措置を利用するに際して、労働者の保護が図られる。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 当該緩和された代替名称等の通知制度を利用する場合には、そのための準備費用等が発生するが、利用しない場合には負担は発生しない。

<行政費用>

- ・ 規制緩和に伴う直接的な行政費用は発生しない。

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 記録の保存費用等を要する可能性がある。

<行政費用>

- ・ 直接的な行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

【化学物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめより】

- ・ 国際的な動向を踏まえ、GHS の考え方にに基づき、リスクアセスメントの実施に支障がない等、SDS 等交付制度の趣旨を損なわない範囲において代替名等の通知を認めること。
- ・ 重篤な健康障害を生ずる有害性クラスに該当する場合や、特定の有害性クラスであって区分 1 に該当する場合は代替名称で通知の対象とすべきではない。
- ・ 営業秘密による非開示とする場合、「営業秘密」であることを通知すること。
- ・ 特定の有害性を有する化学物質以外の代替名称が認められる物質のみについて、成分の通知義務が免除されること。
- ・ 代替名その他の情報を設定し通知した場合、代替名称等の設定者は非開示とした成分名及び通知した代替名その他の情報を記録し、当該通知から 5 年間保存しなければならないこと。
- ・ 医師が診断及び治療のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、直ちに開示することを義務づけること。

- ・ 産業医が労働者の健康管理のために必要であるとして、代替名等を通知した化学物質の成分名の開示を求めた場合、秘密保持を条件に速やかに開示することを義務づけること。
- ・ 労働基準監督機関から求められた場合に報告（非開示情報の開示）等に応じることを義務付けること。
- ・ 営業秘密により、代替名その他の情報を設定し、当該情報の記録・保存をしている事業者が、当該事業を廃止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に当該営業秘密情報の記録を提出することを義務付けること。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会第8回（令和6年3月6日）、第9回（令和6年3月22日）
- ・ 令和6年度化学物質管理に係る専門家検討会第1回（令和6年5月7日）、第2回（令和6年6月10日）、第3回（令和6年6月24日）、第4回（令和6年8月5日）
- ・ 第167回労働政策審議会安全衛生分科会（令和6年9月27日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33388.html
- ・ 令和6年度化学物質管理に係る専門家検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39859.html
- ・ 第167回労働政策審議会安全衛生分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45549.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 見直し条項（法律施行後5年）を踏まえた事後評価の実施時期は、令和13年度であり、それまでに事後評価を実施予定。